

平成 29 年度 第 8 回 鞍手町庁舎等建設検討委員会 次第

日時：平成 29 年 12 月 22 日午後 1 時 30 分～

場所：鞍 手 町 役 場 議 会 議 事 堂

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について（最終答申）（案）について

【資料 23】

(2) その他

4. 閉 会

今回配布資料

- ① 第8回 鞍手町庁舎等建設検討委員会次第
- ② 【資料 23】 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について（最終答申）（案）
- ③ 【参考資料 12】 第7回鞍手町庁舎等建設検討委員会会議録（完全版）…当日配布



平成 29 年 12 月 22 日

鞍手町長 徳 島 眞 次 様

鞍手町庁舎等建設検討委員会

委員長

鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について（最終答申）

平成 29 年 5 月 31 日付、29 鞍総庁第 8 号で鞍手町長から鞍手町庁舎等建設検討委員会に対し諮問された事項のうち鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

鞍手町庁舎等建設に関する三つの諮問事項のうち、庁舎等建設の候補地及び規模機能については、第 5 回検討委員会において中間答申を終えているところであり、残す「鞍手町庁舎等建設基本計画（案）」について、慎重に審議を行った結果、本基本計画（案）は妥当と判断します。

なお、当検討委員会においての意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので、決定に際しては考慮いただき慎重なご判断をお願いします。

付 帯 意 見

1. 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について

- （１）公共施設の集約を行うからには相応の対応が必要であり、渋滞緩和のための建設地周辺道路等の整備改良を含め、事業の実施にあたっては、近隣住民の方々に迷惑が掛からないよう配慮すること。
- （２）建設地内に存する墓所の移転改葬については、事業費の増嵩に留意しつつ、関係者との調整など丁寧に作業を進めること。
- （３）総合福祉センターの機能集約化に伴い福祉サービスの低下を招かないよう、行政と町社会福祉協議会とが連携を図ることのできる組織体制や配置の検討に努めること。
- （４）総合福祉センターは、町内唯一の福祉避難所であることから、機能集約化にあたっては、庁舎等建設に併せてその機能を確保すること。
- （５）機能集約先の一つである中央公民館の改修検討にあたっては、関係団体等との意見交換を十分に行い、より利用しやすい施設となるよう努めること。
- （６）新庁舎の主要な機能として、会議室などの必要な諸室を確保するとともに、具体的な検討の際には、諸室の専用性の確保についても考慮すること。
- （７）有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までの建て替え完了に努めるとともに、今後の事業執行段階においては、低価格かつ高品質な庁舎が完成するよう、透明性を確保しつつ適正な業者選定を行うこと。
- （８）公共施設の集約化に伴い周辺地域となる方にも理解いただけるよう、基本計画の周知をしっかりと行い、住民説明会の際には、町の考え方を丁寧に説明すること。

2. その他関連意見

- （１）住民の間では、庁舎等建設とくらべて病院移転建替えが一体的に進むということが広く認知されており、両事業が歩調を合わせ、有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までに建て替えが完了するよう努力すること。

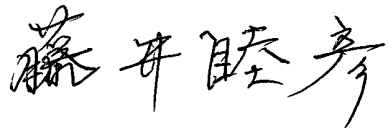
以上

平成 29 年 12 月 22 日

鞍手町長 徳 島 眞 次 様

鞍手町庁舎等建設検討委員会

委員長



鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について（最終答申）

平成 29 年 5 月 31 日付、29 鞍総庁第 8 号で鞍手町長から鞍手町庁舎等建設検討委員会に対し諮問された事項のうち鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

鞍手町庁舎等建設に関する三つの諮問事項のうち、庁舎等建設の候補地及び規模機能については、第 5 回検討委員会において中間答申を終えているところであり、残す「鞍手町庁舎等建設基本計画（案）」について、慎重に審議を行った結果、本基本計画（案）は妥当と判断します。

なお、当検討委員会においての意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので、決定に際しては考慮いただき慎重なご判断をお願いします。

付 帯 意 見

1. 鞍手町庁舎等建設基本計画（案）について

- （１）公共施設の集約を行うからには相応の対応が必要であり、渋滞緩和のための建設地周辺道路等の整備改良を含め、事業の実施にあたっては、近隣住民の方々に迷惑が掛からないよう配慮すること。
- （２）建設地内に存する墓所の移転改葬については、事業費の増嵩に留意しつつ、関係者との調整など丁寧に作業を進めること。
- （３）総合福祉センターの機能集約化に伴い福祉サービスの低下を招かないよう、行政と町社会福祉協議会とが連携を図ることのできる組織体制や配置の検討に努めること。
- （４）総合福祉センターは、町内唯一の福祉避難所であることから、機能集約化にあたっては、庁舎等建設に併せてその機能を確保すること。
- （５）機能集約先の一つである中央公民館の改修検討にあたっては、関係団体等との意見交換を十分に行い、より利用しやすい施設となるよう努めること。
- （６）新庁舎の主要な機能として、会議室などの必要な諸室を確保するとともに、具体的な検討の際には、諸室の専用性の確保についても考慮すること。
- （７）有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までの建て替え完了に努めるとともに、今後の事業執行段階においては、低価格かつ高品質な庁舎が完成するよう、透明性を確保しつつ適正な業者選定を行うこと。
- （８）公共施設の集約化に伴い周辺地域となる方にも理解いただけるよう、基本計画の周知をしっかりと行い、住民説明会の際には、町の考え方を丁寧に説明すること。

2. その他関連意見

- （１）住民の間では、庁舎等建設とくらべて病院移転建替えが一体的に進むということが広く認知されており、それぞれの事業が、有利な財源等の適用期限である平成 32 年度末までに建て替えが完了するよう努力すること。

以上

平成29年度

第7回 鞍手町庁舎等建設検討委員会

会 議 録
(完全版)

平成 29 年 12 月 8 日

於：鞍手町総合福祉センター

第7回 鞍手町庁舎等建設検討委員会

- 1 開催日 平成29年12月8日（金）
- 2 開催時間 開会 9時55分
閉会 11時45分
- 3 開催場所 鞍手町総合福祉センター 保健棟 多目的室A B
- 4 出席委員
委員長 藤 井 睦 彦
副委員長 由 衛 久 子
委 員 許 斐 英 幸 松 山 進
小長光 隆 小 島 美智子
小 川 和 男 郡司島 敏 亨
田 中 二三輝 相 葉 富 雄
有 田 勝 美 阿 部 哲
- 5 欠席委員 堀 角 泰 正
- 6 事務局 藤 原 光 徳 石 田 正 樹
- 7 推進本部
三 戸 公 則 小長光 弘 平
白 石 秀 美 立 石 一 夫
筒 井 英 和 梶 栗 恭 輔
大 鶴 友 寛
- 8 傍聴者 なし

鞍手町庁舎等建設検討委員会会議録

1. 開 会

事務局 藤原

皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですが皆様お揃いですので、ただ今より平成 29 年度第 7 回鞍手町庁舎等建設検討委員会を開催させていただきます。委員の皆さまには、本日は大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、議事に入りますまでの間、私の方で司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

なお、本日も推進本部から職員が同席しておりますのでご了承ください。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。今回の資料は、当日配布としておりましたので席上に配布しております。次第の裏面に配布資料の一覧を付けておりますので併せてご確認ください。今回、第 7 回の資料としまして、①会議次第、②資料 22 庁舎等建設基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果、③参考資料 11 第 6 回鞍手町庁舎等建設検討委員会会議録（完全版）を配布しております。また、第 6 回検討委員会の会議録の概要版を参考として配布しております。足りない資料がありましたらお知らせください。

それでは、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

2. 委員長あいさつ

事務局 藤原

次第 2 としまして委員長あいさつです。藤井委員長よろしくお願いいたします。

藤井委員長

皆さん、改めましておはようございます。12 月に入りまして急に寒くなりましたので、年の瀬も迫っております。皆様方におかれましては大変お忙しい中、今日のご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、堀角委員が欠席となっておりますけれども、会議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それから、くらて病院と庁舎を一緒に建てるということで、この庁舎等検討委員会も取り組んできたわけでございますけれども、くらて病院が少し停滞しているというところがありまして、私も心配していますし、皆様方も心配されてい

るのではないかなと思います。私自身は庁舎の建設に対しましては、今まで答申もしてきましたとおり、前向きに進んでいきたいと思っておりますので、皆様方のご意見やご要望等色々あると思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。今日は議事としまして、庁舎等建設基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果と、前回説明はいたしましたが、庁舎等建設基本計画（案）についての二項目を審議していただきたいと思います。その後にその他の方で皆様方からの色々な考えやご意見、ご要望等を受け付けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。会議がスムーズに進みますようお願いいたします。

3. 議 事

事務局 藤原

ありがとうございました。続きまして次第3の議事となります。議事の進行にあたりましては、会議内容の議事録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。発言される場合には、係員がマイクをお持ちしますので必ずマイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

この会議は、設置要綱第6条第2項の規定により、「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」こととなっております。本日は、委員13名中12名の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。また、設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が議長として進行をいたしますので、これより藤井委員長よろしくお願いいたします。

藤井委員長

それでは早速ですが議事に入ります。本日は先ほど申しましたように（1）パブリック・コメントの実施結果についてと、（2）庁舎等建設基本計画（案）についてと、（3）その他の3つの議事で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（1）パブリック・コメントの実施結果について

藤井委員長

それでは早速でございますが、（1）パブリック・コメントの実施結果について事務局から説明をお願いします。

事務局 石田

皆様おはようございます。担当係長の石田でございます。資料の説明につきま

して、私の方からさせていただきます。資料 22 庁舎等建設基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果ということで、当日配布とさせていただいております。11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間で募集をかけまして、やはり、最終日に一気に意見が寄せられるということになりましたので、調整に時間がかかりまして資料が当日配布となってしまいました。大変申し訳ございません。資料 22 につきましては、今日初めて提出をしておりますので、一旦、全体的な説明をさせていただきたいと考えております。

まず、（１）意見募集の概要についてということで、先ほど言いましたように募集期間として 11 月 1 日から 11 月 30 日の約一ヶ月間をとっております。周知方法としましては、町のホームページへの掲載、公共施設（役場庁舎 2 箇所、中央公民館、総合福祉センター）へのポスター掲示及び同施設での閲覧という形にしております。提出方法は、指定の様式を定めておりましたので、その提出（窓口への持参、郵便、FAX）となっております。また、町ホームページのパブリック・コメント専用フォームとして直接入力できるものがありますので、そちらへの入力による提出もなされております。（２）としまして、実施結果と対応についてということで、具体的には 2 ページ以降で項目ごとに集約しておりますけれども、件数としましては全体で 27 件が寄せられております。実質的には 11 名の方から意見が寄せられて、中にはたくさんの意見を書かれている方もいらっしゃいますので、それらについてはこちら（事務局）の方で基本計画（案）に沿った形で分けさせていただいて、最終的な件数として 27 件となっております。後の 2 ページ以降で説明しますが、全体的な意見に対する町の考え方というものを定めております。町の考え方は、現在資料 21 として提案しております基本計画（案）の内容に沿ったものでありますことから、基本計画（案）自体の修正等は行わないということにしております。それから、提出された意見は区分を A から D に分けまして、A は計画に反映するもの、B は既に反映されているもの、C は今後の参考とするもの、D は反映する見込みのないものということで、A 及び C の意見については今後の設計段階で反映をしていく予定としております。続いて 2 ページ以降の説明に入ります。2 ページをお開き下さい。（３）としまして、提出された意見と町の考え方についてです。提出された意見につきましては、基本的には原文のまま掲載をしております。一部、基本計画（案）の内容に対する意見以外のもので、個人名が出た意見、個人に対する意見等がありましたので、それらについては省かせていただいております。誤字脱字については、可能な限り修正しております。それと、先ほども申し上げましたが、同一の意見者から提出された意見が多岐にわたっている場合、中にはびっしりと書かれている方もいらっしゃいましたので、そういったものについては基本計画（案）の内容に沿って複数の項目に分けて記載をしております。その関係上、文脈の中で趣旨以

外の意見については省いている部分もあります。

早速ですが、第1章 建設計画に関する検討ということで、その中では建設地に関する意見が8件ありました。読ませていただいて確認をしていきたいと思います。まず1番目「病院は現在場所から野球場へ移転予定で、役場も確かに耐震等で新設は理解出来ますが、中央公民館近場で病院も新築予定、役場近く、中学も近くて集中し過ぎでは？地震、災害時に機能分散が宜しいかと」、2番としまして「今の役場の場所は、長い間町民に定着しており役場の移転の声は聞かない。役場の建替えは役場の横にかなり広い空地があるのでそこにすればいい。現在、中山の特定の地域に、鞍手中学校、スーパー等の商業施設、公民館等の文化体育施設があり、そこに役場も移転するのは集中のメリットよりもデメリットの方が多くなると思う。鞍手町に便利の良い地域と便利の悪い地域が分けられ、不便な地域が多数出てくるのではないだろうか。今、室木、西川、新延、古月の各小學校生徒数が少なく、将来、限界集落が多数出てくるのではと危惧しています。そこそこの地域に役場等のいろいろな施設があって鞍手町が全体的に発展するのではないのでしょうか」、3番「現在（現庁舎）の場所の横の空地があるから、そこに建てたらいいと思う」、4番「北中学の再利用や南中の再利用は可能か？」、5番「旧鞍手北中学校の跡地及び農協跡地と現庁舎を利用し、『少ない金額で再整備ができ』再利用ができると思います。そして大きな資金の節約になると思います」、6番「広さ場所的に病院が移設後の現在病院跡地に役場建設も宜しいかと」、7番「庁舎建設予定地は、墓地、石炭資料館の移転、旧会社物件の処理と駐車場を壊してまで建設をしなければならないのでしょうか。むしろ、町立体育館の南側に町有地で用地買収をしなくてよい大きな空き地があり活用しない訳がないと思います」、8番「鞍手町立体育館南側の空地について、町有地であり、用地買収が不要であり、3階建ての庁舎建設ができれば、町民に対し、安全、安心な行政サービスを提供できると思います。また、交通面について中央公民館、鞍手中学校を中心に、バス路線の再計画が立ち、各方面に町民のサービスもできると思います」。全体の意見に対する回答の方法としまして、個別に回答した方が良い部分、全体的に回答した方が良い部分がありましたので、それぞれ対応は変わりますけれども、この建設地に関する8件の意見に対しましては、一括して町の考え方ということで掲載をしております。町の考え方としましては、「町が実施した庁舎に関連する設問のある直近のアンケート調査（平成28年3月都市計画マスタープラン見直し時）では、これからの町の中心部として『鞍手インターチェンジ周辺』『中央公民館周辺』といった、いわゆるL字ライン上が上位を占め、その中心部を活性化させるためには、『公共的施設の集約が重要』との結果が出ており、第5次総合計画及び都市計画マスタープランの中で『都市機能拠点（まちなか）』の整備として都市機能の集約の方針を掲げました。庁舎等建設地についても、この方針を

軸に、10年、20年先ではなく50年、60年先のまちづくりを見据え、大きく『まちづくり』、『安全安心』、『利便性』、『財政面』の4つの視点で検討を行いました。現在の役場庁舎は町全体の中央部ではありますが、建築後60年が経過した今、その周辺は発展したわけではありません。むしろ、公共的施設が点在していることで、利用者は用件ごとに大きな移動を伴い、特に自家用車を利用できない高齢者の方などにとっては非常に不便な状況ではないかと考えています。今回の役場庁舎や病院の建替えといった機会を捉え、都市機能の集約によりしっかりとした『核』となる場所を形成し、それを周辺地域に波及させていくことがコンパクトなまちづくりを進める上で重要であり、既に一団の公共施設が集約され、くらて病院も町立野球場に移転予定である中央公民館周辺は、最も『核』として適している場所だといえます。また、行政機能の集約化による利便性の向上と、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた抑制の観点から、新庁舎建設にあたり、総合福祉センターを廃止し、その一部機能を複合施設として整備することとしており、総合福祉センター芝生広場の代替となる防災子ども広場や駐車場を確保するためには、一定規模の敷地面積が必要となりますので、町立体育館南側の空地では計画規模の敷地面積は確保できません。庁舎等建設地は、確かに、墓地、石炭資料展示場等の移転を伴い、その関連費用も必要となりますが、主要幹線道路に接しており、60年先においても、まちのシンボルとして機能する『最適地』であると考えています」ということにしております。

次に、3ページでは第2章 新庁舎建設の基本方針に関しまして、上位計画の位置付けの部分で意見が2件出ております。まず1番は「交通アクセスの利便性を強調し、あたかもL字ラインが鞍手町にとって最大限に有効活用できるかのごとくうたっているが、このルートは鞍手町全体から見るとほんの一部分に過ぎず、急速に高齢化が進む中、高齢者による交通事故の多発や免許返納が世の流れとなりつつある今、永谷、古門並びに室木地区を始めとする地域の方々が、公共交通機関を利用したとしても、この公共施設の集約を『まちなか』と捉えどこまで利便性の向上と理解するであろうか?」、これに対する町の考え方は、「建設地選定の経緯や都市機能の集約の必要性については前述のとおりですが、平成29年7月に実施した役場新庁舎建設に関する町民アンケート調査でも、『交通便利性の高い庁舎』や『施設の集約化・連携』を求める意見は多く出されており、民意として捉えています。公共施設が集約されることで、地域公共交通体系を一所に集中することができ、ダイヤ改正による増便などの対応も可能となるのではないかと考えています」としております。次に2番の意見としまして「公共施設の集約化による行政運営の効率化及び町民一人当たりの延床面積について述べてあるが、それは行政側からの目線であって、面積が問題ではなく、その面積に伴った福祉事業にどう取り組んできたか否かである。ここで示されている基本方針（公共施

設等総合管理計画）の面積と福祉関連事業の正当性が見えない。そこが、これから高齢社会となる鞍手町民が一番知りたいところと考える」ということで、これに対しましては「公共施設等総合管理計画は、町が保有するすべての公共施設の管理に関する考え方を定めた計画であり、町民1人当たりの延床面積（公共施設保有面積と同義）が、全国平均の倍以上となっていることから、施設の複合化・集約化及び廃止・撤去を検討していくことを目標に掲げています。当然、町として福祉事業にどう取り組んできたかが問われることであり、それは面積の問題ではないと考えます。言い換えれば施設の集約化により面積を縮小することが福祉の後退となるとは言えませんし、むしろ今以上に福祉・保健事業に取り組めるよう庁舎に附帯させる複合施設の整備を充実させたいと考えています。また、急激に進む高齢化社会に対応するためには、国が掲げる『地域包括ケアシステムの構築』への取り組みが重要となります。今後、町、町社会福祉協議会と地域医療を担うくらて病院とが連携をし、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行うためにも、集約化を進めていくことが必要となっています」としております。それから、基本方針に対する意見が1件でております。「新庁舎に付随する施設を災害時の『避難』の拠点と位置付けされているが、テレビでも再三放映されているとおり、避難指示が発令されて初めて行動に移す人間の心理が問題視されている昨今、果たして集約された『避難所』まで公共機関がマヒしたことを前提として考えた場合、障がい者並びに高齢者（特に高齢単身者）がたどり着くことができるのであろうか？現在、行政がハザードマップに記している『指定避難所・緊急避難場所』を利用者側の利便性に沿った形で再整備を優先すべきと考える」という意見がございました。これに対しましては「中央公民館を含む文化体育総合施設群は避難時の収容人員が大きく、また、防災拠点として役場庁舎が隣接することにより、避難の拠点として位置付けたものであり、学校施設などの地域における指定避難所や指定緊急避難場所を廃止し集約するわけではありません。有事の際にはこれまでどおり最寄りの指定避難所及び指定緊急避難場所に避難していただくことになります。また、交通網やライフラインが寸断されるような大規模な災害が発生した場合には、町民グラウンドを臨時ヘリポートとして指定していますので、ヘリコプターによる避難拠点への搬送を想定しています」としております。

続きまして4ページをお開き下さい。第3章 建築計画条件の検討といたしまして、新庁舎等における諸室の考え方に対する意見が6件出ております。これについては、個人及び団体からも出ております。まず1番が「総合福祉センターの入浴施設について、年間2万数千人の利用があり、高齢者にとって憩いの場でもあり、町民のふれあいの場でもあります。今、鞍手町全体がコンパクトシティに向けて動いているのは分かりますが、必要なもの、町民、子どもたちが楽しめる

場を奪うようなことは断固反対です。くらて学園のようなものこそ廃止すべきだと思います。ふる里に帰ってくる孫たちも、地域の公園も老朽化し遊ばません」、2番目が「以前より、鞍手町には子どもとお年寄りの遊ぶところがないのに、くらじの郷の遊具をなくしたり、近隣の住民の方が朝から風呂に入り一日友人と語らって有意義に過ごせるくらじの郷を閉鎖されるのは非常に残念に思う。どうせなら、くらて学園などを打ち切ってもらいたい！！くらいです」、3番目が「くらじの郷の設備が古いとの事です、多分入浴、風呂と思いますので、現在の老健の建屋をくらじの郷の入浴施設として利用し展望露天も格別と思います」といったような、主に総合福祉センターの入浴施設等についての意見でございましたので、それに対する町の考え方としまして「総合福祉センター福祉棟の入館者は、平成28年度が延べ24,882人（85人／日）であり、ピーク時である平成13年度の延べ85,755人（291人／日）の約3割程度まで落ち込んでいます。また、設備も老朽化しており、使用料収入を差し引いても維持管理に多額の負担があることから、今年度末をもって廃止する方針となっています。町としても高齢者にとっての憩いの場であることは承知しておりますが、浴場があることだけが福祉ではなく、子どもから高齢者まで幅広く活用できる居場所づくりが大事ではないかと考えています。新庁舎等建設にあたっては、子どもたちが楽しく遊べる『防災子ども広場』や、複合施設内の交流ゾーンとして、高齢者サロンなどを開催できるコミュニティスペース、親子で遊べるキッズスペースやカフェなど、多世代が交流できるスペースを確保することを計画しています。なお、本町においては、国が提唱する地方創生の下、第5次総合計画及び総合戦略を策定し、さまざまな事業を実施しています。その中の一つに『くらて学園』や、著名人等を活用した『情報発信』が含まれ、両事業ともに、地方創生の観点から先駆性を認められ国の補助事業（財源は国庫補助）として採択されました。くらて学園は、統廃合した両中学校の活用策について、町の附属機関である中学校跡地等利用検討委員会で検討した活用策の一つであり、国や他自治体からも大きな注目を浴びている事業です。また、著名人を活用した情報発信については、シティプロモーションの一環として、インターネットはもとより、さまざまな媒体を活用した総合的な情報発信により本町の認知度向上を推進しており、中でも情報発信に大きな影響力を持つ著名人を活用することで、効果的なPR活動の役割を担っていただいております」としております。それから、4番目は団体からの意見でございます。「ボランティア関係のスペース等について、①ボランティア活動を行うために各種機材あるいは資材を保有しております。そのためそれらの保管場所を確保しておくことは極めて重要なことです。そこで保管庫設置についてご検討をお願いします。②点字サークルでは、点字への変換作業に際し、特殊な機材を使用し、またその使用に際しては騒音の発することはやむを得ないことで、そこでできれば防音の作

業室などが必要ではないかと思われます。③ご存知のようにボランティア事業は収益活動は概ね禁じられております。そこで当会としての唯一の資金源を、自販販売機からの手数料に頼っていました。活動を充実発展させるためには資金の確保は必要不可欠な要件です。そこで新庁舎ないし中央公民館に設置されるであろう自販機の数台をボランティア活動資金の資金源として位置付けさせていただけないものかと考えております」、5番目は「中央公民館1階事務室に、総合福祉センター管理棟の障がい者・高齢者支援室等が移転先に想定されているが、移転を機会に障がい者ルームと高齢者ルームに分割して間仕切りについて検討をお願いします」、6番は「高次脳機能障害者の会『エール』は、事故や病気の後遺症で高次脳機能障害を発症した者とその家族が集まり、社会復帰に向けた機能回復のための訓練を、平成18年から11年間継続して毎週木曜日に鞍手町総合福祉センター機能訓練室にて活動しています。活動の内容は『記憶力、集中力向上のための能力トレーニング』『パソコン』『鞍手町童謡唱歌の会の皆さんとの音楽療法』『講師を招いての高次脳機能障害の勉強会』『体の機能回復のためのスポーツ』『調理実習のためのパン教室』などです。現在は環境の整った機能訓練室を利用させていただき、充実した活動ができ感謝しています。この活動を続けていくためには、現在利用している総合福祉センター機能訓練室のような①室内のバリアフリー、②車いすでも移動しやすい広いスペース、③車いすで利用できるトイレ、④調理室の利用、⑤訓練に集中できる環境、⑥駐車場から建物へのバリアフリーが必要です。このことから、現在のままの中央公民館では困難です。今回の庁舎等建設基本計画を見ますと、上記のような環境がないように見受けられ大変不安です。私たちの活動が続けられますようご配慮をお願いします。また、この活動は会員の会費で運営しており、使用料を払っての活動は無理な状態です。以上のことから、従来どおり毎週木曜日に鞍手町総合福祉センター機能訓練室のような場所で、『社会復帰に向けての訓練』を続けていけますようにご配慮をお願いします」という意見でございました。これに対しての町の考え方は「役場庁舎、中央公民館及び総合福祉センターに分散している行政機能の集約化による利便性の向上と、将来を見据えた施設保有面積の人口規模に応じた抑制の観点から、新庁舎建設にあたっては、総合福祉センターを廃止し、その一部機能を庁舎複合施設及び中央公民館等に集約化することとしています。現在のところ、総合福祉センターのボランティアルームや障がい者・高齢者支援室、機能訓練室などの機能やスペースは中央公民館等において確保することとしています。中央公民館についても、今後30年～40年程度使用していけるように新庁舎の建設に併せリニューアルすることとしています。具体的な部屋の配置や改修の方法などは、今後の設計業務の中で決定していきますので、それぞれに必要な機能や規模要件については、主管課である福祉人権課や保険健康課を通じて改めて意見をお聞きし、設計に反映

していきたいと考えています」としております。それから5ページ下段の方で、機能構成の検討に関する意見として「高齢化社会に対応したバリアフリーをお願いしたいと思います」というものがございました。これに対しては「役場庁舎は、高齢者、障がい者、外国人など多様な人々が訪れる施設であり、誰もが利用しやすい施設となるように、バリアフリー法に基づく設計はもちろんのこと、駐車スペースから庁舎内部への分かりやすくスムーズな動線を実現します。また現庁舎にはないエレベーター等を設置することで縦の移動も円滑にします。利用する町民の方の利便性の向上はもちろんのこと、庁舎内で働く職員にとっても、効率的・効果的な業務を行うことができる適切な職場環境が整った新庁舎とします」としてしております。

続いて6ページをお開き下さい。第4章 事業計画に関する検討の中の概算事業費と財源について出された意見でございます。3件出ております。1番目が「昨年8月、西日本新聞に鞍手町の談合に関する記事が出されていますが、この問題は解消されているのでしょうか？以下記事の冒頭です。『福岡県鞍手町が2011～15年度に発注した公共事業493件の8割超が落札率（予定価格に対する落札価格の割合）95%以上だったことが町などへの取材で分かった。このうち2割以上が99%台で、落札の上限価格である予定価格ぎりぎりに張り付いていた。』この新庁舎建設は公共事業にあたり、建設業者は落札で決まるのでしょうか？この問題の建設前の解消と、町民への落札状況の分かりやすい公表を要望します」という意見です。これに対する町の考え方は「町では、指名競争入札の際、予定価格漏えいによる不正入札を防ぐ目的で、建設工事に係る予定価格を公表しており、適正な入札執行を行っています。確かに新聞報道のように本町の落札率が高いことは認識していますが、他自治体においても、予定価格等の公表に係る対応はさまざま、どの手法が正解だということはありません。新庁舎等建設に限らず公共事業全般においては、低価格かつ高品質であることが求められ、例えば、最低制限価格公表へと切り替えた場合には、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが懸念されるなどのデメリットもあります。町としても少しでも低い金額で契約し、高品質な庁舎が完成するよう努めていく必要があります。新庁舎等建設などの技術的難易度が高く、規模の大きい工事の予定価格については、事業者の積算能力が入札に反映されると考えられるため、事後公表とするなどといった対応の見直しについて検討しています。なお、公共事業のうち250万円以上の建設工事の入札結果については、町ホームページにおいて月ごとに公表しています。（担当窓口ではすべての入札結果を公表しています。）」としております。次に2番目は「病院、役場の新設で約100億？の借金は大丈夫か？」、3番目は「莫大な建設費の掛からないようにし、町の財政を考慮して、健全堅実を目指すことが大事だと思います」

という意見に対する町の考え方としまして「新庁舎等建設に係る概算事業費については、現段階において 36 億 650 万円と試算しています。財源の構成としては、補助金や交付税措置などで総事業費の 36.9%、13 億 3,245 万 3 千円が算入され、一般財源を含む実質的な負担としては 63.1%、22 億 7,404 万 7 千円となると見込んでいます。また、くらて病院整備基本構想では、新病院建設に係る概算事業費として 65 億 3,680 万円、財源は、交付税措置で総事業費の 46.8%、30 億 5,748 万円が算入され、自己資金を含む実質的な負担としては 53.2%、34 億 7,932 万円となると見込んでいます。役場庁舎、病院ともに、財源の多くは地方債（借金）ということになります。役場庁舎については、庁舎等建設に伴う借入れの償還開始時期の近くで、現在続いている別の大きな償還が終了し、償還額全体のうち実質的な負担はほぼ横ばいで推移するため、大幅に負担が増えることはない判断をしています。また、病院については、くらて病院が償還します。町の負担はありません。健全財政を維持していくため、事業費を抑えることは当然のことでもあります。今後の基本設計・実施設計段階において内容を厳しく精査し、少しでも負担を減らす努力を行ってまいります」としています。

最後 7 ページになります。その他としまして、基本計画（案）に対応する意見は 6 ページまででございましたが、全体的な部分に対する意見をその他としてまとめております。まず、基本計画（案）への総体意見としまして、2 件の意見が出ております。1 番目が「今般、庁舎等建設基本計画（案）について意見を求められましたが、求めることが逆ではないかと思います。最初まず住民に意見、要望を聞くため公聴会を 3 地区で開催していただきたかった。そこで予算の立て方、建設の方法や遊休地の土地利用も変わってくると思います。しかし、近年の新聞に 2050 年頃に県内市町村が消えるところは鞍手町が第 1 位であることも、鞍手に住む我々はよくよく考えることではないかと思います」、2 番目が「最低限、行政区まで出向いて『くらて病院』並びに『新庁舎』の基本計画のあり方について町民に説明がないため、最初から主要幹線（L 字ライン）ありきで基本計画が進められていると思われるも仕方がない。新庁舎建設は賛成であるが、後世に負を残すことのないよう希望する」という意見でした。これに対する町の考え方としまして「この基本計画は、庁舎等建設に向けて、新庁舎の候補地、規模機能並びに今後の設計等の指針となる基本的な考え方を定めるものであり、町の附属機関である庁舎等建設検討委員会に諮問し、アンケート調査を実施するなどしながら案の作成を進めてきました。これからのスケジュールとしては、年内を目途に基本計画を策定し、住民の代表である議会へ報告した後、年度内にはこの基本計画についての住民説明会を開催したいと考えています。開催場所や日程が決まりましたら、改めて広報紙やホームページを通じてお知らせします」としております。次が基本計画（案）に記載されていないが関係性がある意見としまして 1 件出て

おります。「くらで病院建設予定地は、地盤は悪いし、野球場を取り壊す費用も掛かります。町民野球場の上になぜ建設をするのですか???'という意見でございます。これについては、役場新庁舎の建設基本計画（案）の中にくらで病院の建設予定地ということの一部図の中に入れておりますし、拠点としての掲載もしておりますので関係性のある意見としております。新庁舎建設における基本計画（案）であり、病院は病院整備基本構想を策定しておりますので、基本的にはそちらを参照していただくような内容となります。町の考え方は「くらで病院整備基本構想では、移転候補地として町立野球場を選定しました。（※移転候補地の選定結果については、同基本構想 30 ページ参照。）町立野球場の地質調査の結果では、中央部の支持地盤が深く、杭工事等の経費を少しでも抑えて建設するには、中央部への建築を避ける必要がありますが、その他のエリアでも十分に建築面積を確保できることから、地盤の問題で町立野球場に新病院を建設することが不可能だということはありません」としております。それから、基本計画（案）とは直接関係しない意見となりますが、これは全てくらで病院のことです。先ほども申しましたように、病院は「くらで病院整備基本構想」を策定されており、それに対してこちらから言及するようなことはできないということで、直接関係しない意見としておりますが、3 件出ております。1 番目は「現在のくらで病院の奥には、広い駐車場を大いに活用して建設をすれば、安くて早く経費も大幅に減額ができると思いますが、そういった計画をしてほしい」、2 番目は「くらで病院について、これまでのくらで病院の駐車場「病院車庫」の上にある広大な駐車場に建設をすれば、旧の病院は、そのままの運営を続けていき、広大な駐車場に新病院を建設していけば何の障害も発生しないと思います。したがって、病院の運営と建設ができ、両方に対して安心してやっていけると思います」、3 番目は「病院と老健の一体化建設を。患者や利用者さんの意見では、病院と老健は一体物で同じ敷地が便利で利用者さんも助かります」という意見がございました。町の考え方としましては「くらで病院整備基本構想では、新病院の敷地規模として 20,000 m²以上を確保することを想定しており、現病院西側駐車場が約 5,000 m²しかないことを含め、現地における増築や建替えは困難であると判断しています。（※現地建替え可能性の検討については、同基本構想 22 ページ参照。）」ということにしております。

以上がパブリック・コメントとして出された意見とそれに対する町の考え方でございました。町としましては 1 ページにあります「(2) 実施結果と対応について」に沿って進めていきたいと考えております。

藤井委員長

ただ今、事務局から資料 22 パブリック・コメントの実施結果についての報告

がありました。報告を受けまして、今から皆様方よりご意見やご質問を伺っていききたいと思います。章ごとに受けていききたいと思います。それでは第1章 建設計画に関する検討に対して伺っていきます。

このコメントを見ますと、私たちが今まで検討してきたことが相当含まれていますね。やはり、町民の皆様方も私たちと同じ考えを持たれているのではないかなという気がしています。

田中委員

まず、質問内容について、パブリック・コメントに関するものではなくても、こちらからの意見や質問を出してもよろしいですか。

事務局 藤原

これ以外にですか。

田中委員

例えば墓地の現状がどうなっているかとか。

藤井委員長

それはその他の中で伺いますので、今回はこの中だけで聞いていききたいと思います。

田中委員

わかりました。墓地の現状というのもその他が良いのかな。ここの7番の意見で墓地のことが書かれていますが。その他の方が良ければその他にしますが。

事務局 藤原

その他でお願いします。

藤井委員長

第1章で質問等はありませんか。ないようでしたら第2章に進んでいききたいと思います。よろしいですか。

一同

なし。

藤井委員長

第1章について、何かあればまた後で質問してください。それでは第2章 新庁舎建設の基本方針に対するコメントについてご意見等があればお願いします。

コメントを見ていますと、L字ラインにこだわりすぎているのではないかなという意見が多いですね。鞍手町の総合計画もそうですが、あの辺が鞍手町の中心になるということは皆様もよくご存じなのですから、そこばかりに持ってきて本当に大丈夫なのかという意見だと思います。

小長光委員

個人的な考えなのですが、一般の人のほとんどは病院と庁舎の建設について同じように捉えていると思います。(委員になるまで)私もそう思っていました。そんな中で、くらて病院に関して鞍手町が色々と新聞沙汰になっていますけれども、庁舎建設に係る補助金等に影響はないのですか。

事務局 藤原

庁舎建設における補助金、交付税等に影響はありません。予定通りいただけるものと考えております。

藤井委員長

よろしいですか。他に何かありませんか。

許斐委員

今そのような形で(小長光)委員が言われましたけれども、庁舎と病院はセットでやっていくということで認識していましたが、今日病院と庁舎は別々だという説明がありました。病院は病院の委員会の中でやってきたことだから、これとは別だよという町の回答があったと思いますが、町民の方々においてはセットでやるという認識の方が多いのではないかと思います。私たちも今まで進めてきましたが、この意見を出されたということは、これを真摯に受け止めなければと思います。出された意見が本当に反映されるのかという危惧があります。どうでしょうか。

事務局 藤原

当初より、この検討委員会の中で事務局としては、くらて病院が町立野球場に建設されるということで、それに伴って病院と一体化で庁舎を建設したいと説明していたと思います。現在、くらて病院建設が白紙になった訳ではありません。予算的には凍結になっておりますが、正常化すればこのまま進んでいくものと私たちは考えております。本来のスケジュールであれば病院が先に建設され、その

後、墓所の所に庁舎が建設されるといったスケジュールでしたが、今の状態であれば庁舎が先に建設されるのではないかと考えております。そもそも、くらで病院については耐震化されていないということで建替えが検討され、加えて現在の場所では建替えられないということが最初から課題としてありまして、町立野球場を候補地にという話で今のところ進んできておりますので、野球場に病院、その横に庁舎ということで進んでいきたいと考えております。

藤井委員長

よろしいですか。

許斐委員

はい、わかりました。

藤井委員長

他にありませんか。

松山委員

提出された意見というのは、住民の方の全うな意見のような感じがしますし、特に、今回のL字ラインから外れているところについては、我々の検討の中にも出たように、古月地区とかの人から見れば、どうしてあちらばかりに集中するんだというのはもっともだと思います。それに対しての町の考え方というのも、これは今までの中で話してきた通りのことですから、これで良いと思いますし、しっかりこういう形でやっていくという町の考え方というのは、町民の皆さんに今から還元するのですか、それとも既に還元したのですか。

事務局 藤原

パブリック・コメントにおける町の考え方は、今日の説明後に公表したいと考えております。そして、今年度末までに住民説明会を行いたいと考えております。

松山委員

それで良いと思います。意見を出された方は一生懸命考えられて提案をされているので、それに対して出来る限りのお答えをする。出来ないものは出来ないですけれども、町の考え方をしっかりとご説明をしていただくということであれば、基本的には今まで議論してきた内容ですので、この通りご説明していただけたら、そういった機会をしっかりといただけたら大丈夫だと思います。

事務局 藤原

貴重なご意見ありがとうございます。今のお話はパブリック・コメントにも出てきた意見だと思います。一番町として危惧するのは、一箇所に集中すると遠いところが必ず出てくるということで、利便性の確保をするために、今のバス路線の変更等で中心に集まってくるように、交通弱者と呼ばれる方々のことを十分考えながら、これから住民の皆様方には説明をしていきたいと考えております。

藤井委員長

他にありませんか。

一同

なし。

藤井委員長

ないようですので先に進みたいと思います。それでは第3章 建築計画条件の検討についてご質問等を受けていきます。

有田委員

3番目にくらの郷（総合福祉センター）の問題が出ておりますが、先日の会議の時に、ここは避難所になっておりますので代替地をどうするのかということで質問をしていたと思います。具体的にその辺の話が分かれば教えてください。住民の皆様方からこの問題というのはおそらく出てくるだろうと思いますので、わかりやすく説明して欲しいと思います。

事務局 藤原

前回の会議でもそういったご意見をいただいたと思いますが、総合福祉センター自体は町で唯一の福祉避難所となっております。今回の12月議会定例会の中でも総合福祉センターについての条例案が出ております。お風呂のある福祉棟を閉鎖するという事になっておりますが、福祉避難所自体は福祉棟が無ければ出来ないということではないと考えております。管理棟、保健棟を有効活用いたしまして、福祉避難所としての機能は維持できると考えております。それから、社会福祉法人直鞆会（やすらぎ園）とも協定を結んでおりますので、ここで受け入れられない場合は、その協定に基づいて、やすらぎ園の方でも避難所として受け入れていただけるようになっております。ですので、福祉棟が無くなるからといって福祉避難所の機能が無くなるとは考えておりません。加えて、新庁舎になりましたら複合施設の中には福祉機能、保健機能の部分が入りますし、当然、

庁舎の中には保健師もおります。また、先ほど申し上げましたように町立野球場にくらて病院が来る予定であり、庁舎には防災センター機能も導入しますので、それらを防災と避難所の拠点として使用できるのではないかと考えております。

藤井委員長

よろしいですか。

有田委員

はい。

松山委員

4 ページにおいてボランティア団体から提案されている意見がありまして、4 番から 6 番の意見を読ませていただいて、まだまだ私自身が認識不足だったかなと感じがしながら、先ほど質問をして、それに対する町の回答だったわけですが、4 番のところの町の考え方で、中央公民館にこういった施設を全部設けるといったようなことが書かれており、今後 30、40 年の使用を見据えてリニューアルするという内容ですけれども、障がいを持った方に対する施設はほとんど 1 階部分にしないといけないと思いますが、今の中央公民館の 1 階部分にそういったスペースはあるのですか。

事務局 藤原

今、中央公民館の事務室で教育課が事務をしておりますけれども、その他 1 階には、教育長の部屋、応接室等があります。教育課、教育長は新庁舎に入りますので、そこの部分のリニューアルをして、きれいに間仕切りをして、そういった機能を中央公民館の 1 階に持っていきたいと思います。

松山委員

1 階で確保できるということですね。

事務局 藤原

確保できると考えています。

藤井委員長

他にありましたら。

田中委員

5番に該当するかは微妙なところですが、ここに掲げられているのは障がい者と高齢者の支援関係、それだけではなくて児童関係も出てくるのかなとは思いますが、これらを一体化した状況となると社会福祉協議会との絡みが出てくるのではないかなと思います。前回は質問させていただきましたが、問題は社会福祉協議会が場所的にどのように絡んでいくのかということで、社会福祉協議会が新庁舎に入って云々というのは立場的に難しいと思いますので、そういったことを具体的に今どのように想定されているのか、もしお考えがあればお聞かせください。無ければ今後の検討課題としていただきたいと思います。

事務局 藤原

今のところは社会福祉協議会が複合施設の中に入るのか、中央公民館の中に入るのかというのは決定しておりません。今から設計していく段階で、ここにも書いてありますように、その辺りを福祉人権課、保険健康課を通じて改めて意見を聞いて、それを設計の方に反映をして、社会福祉協議会の事務所を考えていきたいと思っております。

田中委員

是非、参考にしていただきたいのは、現状で社会福祉協議会とその横に包括支援センターがありますよね、この両者の関係がものすごくスムーズにいつているのではないかなと思いますし、実際にそういう声を聞いております。逆に社会福祉協議会が中央公民館に入るのであれば、関連する役場の係なり担当なりをそちらに移してでも、一体となったサービス向上を目指していただきたいというようなことも考えておりますので、是非、前向きに検討していただきたい。検討課題の中に入れていただきたいと希望しております。

事務局 藤原

今後、設計の段階に入りましたら検討してまいりたいと思っております。

藤井委員長

よろしいでしょうか。他に何かありましたら。

有田委員

福祉センターの隅にある学童保育所（西川古月学童なかよしクラブ）はどうなるんですか。どういう考えでおられますか。

事務局 藤原

福祉センターのダイワハウス側の学童保育所のことだと思いますけれども、あそこは総合福祉センターの敷地外になっておりますので、今のところは現状のままとすることを考えております。

藤井委員長

他にありませんか。

許斐委員

総合福祉センターの遊具が全部撤去されたということで、ここは町の中央で場所的に良かったという話もあるのですが、この広場を町はどのように考えておられるのですか。

事務局 藤原

総合福祉センターの遊具の件につきましては、町民の方から老朽化して危ないということで福祉課の方に話がありました。怪我をしてからでは遅いので、年数も経っているということで撤去させていただきました。新庁舎が建つまでの間は、この芝生の広場を利用させていただいて構わないのですが、新庁舎が出来ましたら駐車場の横に防災こども広場の設置を今の計画上では考えておりますので、そこで遊んでいただけるように考えております。

許斐委員

それまで子どもたちは我慢しなければいけないということですね。

事務局 藤原

遊具につきましては、今、この総合福祉センターに新しいものを設置するということは財政的にも厳しいのかなと考えております。

許斐委員

財政的なことを言われたら何も言えませんが、財政的に余裕がないから何もかも無くなってしまうというのは如何なものかなと私は思います。

藤井委員長

今後どうするか検討していただくということで、他にありませんか。

一同

なし。

藤井委員長

他になれば次の章に移っていきたいと思います。第4章 事業計画に関する検討について何かありますか。

田中委員

ここの1番から3番に該当すると思うのですが、資金の確保については先ほどご説明がありました、逆に資金執行の際の透明性の確保についてはどのように考えられているのか。

事務局 藤原

入札についてということですか。

田中委員

入札や業者選定の際の透明性の確保といったところで、要するに横やりをどうやって排除するかといったようなことをどのように考えられているのか。例えば今回は大きな資金が動きますので、そういったことの透明性の確保、世間一般的に言われているようなことだとは思うんだけど、第三者委員会を立ち上げて、弁護士を入れて確実にやるとか、公認会計士を入れておくとか、そういったことも大きな目で見れば必要になってくるとは思うし、入札でどういった業者を選んでいくのか、例えば、かなり大きな工事になりますので、当然、そういったことが受けられる、経験のある、実績のある業者を数社選んでの入札なのか、ただ単に一般競争入札にするのかとか、そういったこともあると思うんでね、設計段階から経験豊富なところに頼むなどの基本的な考え方があるのかとか、そういったことで透明性というのはある程度キープできるのかなとも思いますし、選んだ業者に関してどのように透明性を確保していこうと考えていらっしゃるのか。今、そういったことが全然想定されていないのであれば、是非そういったことを前向きに検討していただきたいという意見に代えさせていただいても構いませんので、現状どのように考えているのかということをお聞かせいただいて、今後の検討を是非していただきたいと思います。

事務局 藤原

現状ではどの方法でやるのかというのはまだ検討をしております。プロポーザルでやるのか、一般競争入札でやるのか、指名競争入札でやるのかというのは今のところ決定はしていません。委員が言われますように、どの方法でやるにしても透明性の確保というのは、当然税金を使ってやることですので、十分考えて

いきたいと思っております。前向きに検討したいと思っております。

田中委員

是非よろしく願います。できるだけトップダウンではなくてボトムアップ方式で、提案型でやっていくというようなことを、是非、基本に据えておいていただきたいと思います。

事務局 藤原

貴重な意見ありがとうございます。考えていきたいと思っております。

藤井委員長

他にありませんか。

小川委員

私たちは良く分からないのですが、病院の建設に 65 億円かかるんですね。そして、そのうちの 34 億円を病院が払うということになっておりますね。これは大体どのくらいの年数で払うのかということと、それから、病院が地方独立行政法人になりましたけれど、その前までは、今でもそうですが、町から毎年 3 億円の補助をしておりますね。地方独立行政法人になる前までは、その 3 億円を入れて病院の利益が 2,000 万円から 3,000 万円くらいだったんですね。実質的にそれを引きますと、2 億 5,000 万から 2 億 7,000 万円くらいで病院を運営していると思うんですよ。今回、病院を建てて 34 億円というお金をどのくらいの年数で、1 年でどのくらいの償還をするのかというのを教えていただけますか。

推進本部 三戸

まず、償還期間につきましては、30 年で償還していくことになります。本日、病院の償還に関する詳しい資料を持って来ておりませんので、具体的にどれくらいの数字になるのかというのはお答えが出来ません。それと、病院に関する 3 億円の繰り出し金の話があったと思います。以前からこれは、地方交付税のうち普通交付税というのがございますが、その中で基準財政需要額として、要は各自治体が公立病院を持っていれば、その病床数を基準にして公立病院として必要な経費を算出したものをそのまま病院の方に繰り出し金として今まで出しております。これは、町立病院の時代も、それから地方独立行政法人に移行した後も、この分について金額は変わっておりません。そして、病院建替の 65 億円につきましては、基本的には病院の経営の中において償還していただくという形になっております。ただ、地方独立行政法人につきましては、長期の借入れというのは一般

の金融機関からの借入れが出来ません。長期の借入れについては、設立した市町村からしか借入れができませんので、一旦町が借入れをしてその部分を病院に貸し出していくという流れになります。そして病院は、毎年償還を町の方に、これは今、特別会計が出来ておりますので、病院の方から町の方に返還をしてもらい、それを町が償還していくというようなことになっております。

小川委員

そうしますと 30 年で 34 億円ですけれど、ざっと計算して 1 億円とちょっと毎年病院は払うことになるということですね。

推進本部 三戸

34 億円ではなくてですね、基本的には事業費の 65 億円が必要になります。そのうちの半分が病院事業債を借ります。もう半分が過疎対策事業債となります。事業費としては、若干の国庫補助金等が入りますが、ほぼ 100%が地方債の借入れという形になります。ただ、この償還にあたっては、先ほど申しましたように国の方からの交付税措置がございます。病院事業債と過疎対策事業債、例えば 1 億円返していくと、そのうちの約 48%が、国の方から元利償還金を措置してくれるので実質的には約 52%を返していくという形になります。ですから、ここで挙がっています 34 億円は病院の方がその経営の中で返していくという形になります。

小川委員

はい、わかりました。

藤井委員長

他にありませんか。ないようでしたら次のその他へ入っていきます。

一同

なし。

藤井委員長

その他についてありませんか。

一同

なし。

藤井委員長

無ければ時間もかなり掛かっておりますので次に進めていきたいと思いますがよろしいですか。

一同

異議なし。

藤井委員長

それでは、パブリック・コメントの実施結果については参考資料としてこのまま基本計画（案）の中に入れていきたいと思いますがよろしいですか。

一同

異議なし。

藤井委員長

ではそういう形にさせていただきます。それでは議事（２）に進みます。

（２）庁舎等建設基本計画（案）について

藤井委員長

前回資料を配布していると思いますが、資料 21 庁舎等建設基本計画（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局 石田

それでは、資料 21 庁舎等建設基本計画（案）についてでございます。これにつきましては、前回の会議の中で概略の説明については全て済んでおります。その中で、今日はパブリック・コメントを受けての集中審議をしていただこうということにしておりました。審議方法については、ページがかなりありますので先ほどのパブリック・コメントのような形で章ごとに区切ってご意見をいただければと考えております。以上です。

藤井委員長

今、事務局からの説明がありました。パブリック・コメントと内容が重複するところがあるかとは思いますが、時間的にもかかるとは思いますが、まずは１章の方からご意見等を伺っていききたいと思います。では第１章、建設計画に関する検討について、ページは２ページから 23 ページに掲載されておりますので、この中

でご意見等ありましたら伺ってまいります。

松山委員

前回説明されたことに関して改めて質問を受けるのですか。全体を通して何かあればということだけでよろしいのではないのでしょうか。前回からの中で新たに質問を持たれている方だけから伺えばと思いますが。先ほどのパブリック・コメントの中で大分詳細に答えられたと思いますので。

藤井委員長

皆様、全体的にということではよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

藤井委員長

それでは全体的に参考資料まで入れると 62 ページになると思いますが、その中でご意見等がありましたら伺っていきます。前回これは時間をかけて説明をしまして、その後にもご意見等を伺ったと思いますけれども。

許斐委員

意見といっても、先ほどのパブリック・コメントでのことと大体同じようなことになりますので。

藤井委員長

それでは議事(3)その他に入っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

(3) その他

藤井委員長

それではその他について伺っていきます。

田中委員

今、L字ラインの所に庁舎を建設するということで、議会の中でも周辺道路の

整備、拡幅等を含めて、これをどのような計画でやるのかという意見が出ていたと思いますが、実際に高校生のお子さんをお持ちの方からのご意見等を聞くと、昔に比べて朝の渋滞が酷く、今まで想定していた家から駅にたどり着くまでの時間のプラスアルファがかなりあるという意見をよく聞きます。したがって、そういうふうなものの解消に繋がらなければいけないと思うんだけど、病院と役場があ場所に来るということに対しての、道路の拡幅計画をどういうふうな状況で進めていくのか。具体的な検討が始まっているのかどうか。その辺を教えてください。

事務局 藤原

道路の拡幅ということですが、病院が来て庁舎が建ちますので、当然、道路の改良、拡幅というのは事務局の方では考えております。どのようにするのかというのは、今、この時点でお見せできるところまではいっておりません。当然、委員が言われるように、渋滞が酷いということで今のままではいけないということは痛感しておりますので、そこは今から先、現実的に考えていきたいと思っております。

田中委員

少し安心しました。道路の関係というのは、モノが出来る前に整備しておくというのが基本だと思います。それから、これも前回言いましたけれども、庁舎への導入部分の入りやすさ、出やすさというのも検討していただきたいと思うし、あそこの部分には既存の信号がありますので、その間に信号がどのようなものかは分からないけれども、前の大型商業施設との関係も出てくると思います。人間の流れが。だから、そういったものも想定しながら、横断歩道をどのように設定するのかとか、極端な話、押しボタン式の信号だけでも良いから、利用客の安全確保のためには必要じゃないかなとも思いますし、一箇所に集約するということは人がより集まりやすい環境になるということ、それと病院があ部分で態勢が出来ているだろうと思いますので、夜間救急の受け入れ時の道路状況とか、日中の道路状況とか、あとイベントを開催した時の入場者の制限とか、そういったことまで含めて、道路の環境というのは考えていかななくてはならないと思います。ですから、周辺の住民の方々にも役場とか病院が来たから帰りづらくなったとか、通行しづらくなったとか言われたいような形で、是非検討していただきたいと思いますので、慎重な上にも慎重を重ねながら、きちんとしたものをつくっていったという方向性だけはしっかりと持っておいていただきたいというふうをお願いをしておきます。

事務局 藤原

貴重なご意見ありがとうございました。今のご意見を踏まえながらこれから検討していきたいと思います。

田中委員

それから、墓所の説明会を何度か開いて、関係者の方々のご意見の調整等、検討されていていらっしゃるんだろうと思いますけれども、その状況、例えば、全体的な予算が今いくら想定していて、実際これくらいになるのではないかなとか、予算の範囲内に落ち着くのか、またはあれだけ大きなお墓もございますので、それらが少し予算オーバーになるとか、そういった見込みというのは今どのように感触としてお持ちなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

事務局 藤原

小牧の墓所の関係につきましては、9月議会定例会におきまして調査等業務委託の予算を計上させていただきました。業者を決定いたしまして、その業者と一緒に11月29日と12月2日に、29日は午後3時からと午後7時から、2日は午後5時から個別に1軒行きまして、それと午後7時からの計4回説明会を行いました。その中で関係者の方は、ほぼ全員が来られたと考えております。8月19日に1回目の説明会を行ったときには、町が想定する候補地以外の場所など様々な意見が出ましたが、今回の説明会では、検討を重ねた結果、高ノ口の墓地が移転してきた奥の用地、小牧宗春用地と言いますが、そこでということをお願いをしまして、ほぼ理解していただけたと思っております。そして、今後のスケジュールといたしましては、12月いっぱいを目途に、業者の方が1基ずつの見積もりを、今、作っております。それをもって1月以降に個別に各家を訪問していただきまして、合意契約並びにそのまま町の移転先に移転するのか、納骨堂に入るのか、別の所にお墓を建てるのか等色々ありますので、その辺を3月までの間に話し合いをしていただきまして、今年度末までに契約をすることにしております。見積もりに関しましては、今月中に大体総額が決まると思いますけれども、それは全て移転した場合の金額なので、これからまた個別に話されたときに、移転改葬の方法を変更される方もいらっしゃると思いますので、はっきり金額がわかりますのは今年度末だと考えております。

田中委員

大幅な増額というのは、今のところそこまで心配しなくてよいと思っていいのでしょうか。

事務局 藤原

こちらもそう考えております。

田中委員

もう一つ、地元の方のご意見ということで、もうお聞きになっていると思いますけれども、今後、高齢化が進み、車の運転等が難しくなった場合に、今の入り口だと宗春の方まで回っていかなくてはならないから、出来れば村内の方から上がっていけるようなルートも検討していただけないだろうかというご意見を個別には私は受けておりますが、そういったことというのは地元からご意見として何か出ているのでしょうか。

事務局 藤原

今回、説明会を4回開催しまして、開催時の全てにおいてその話は出ました。最初、8月にした時に、お宮の方に農道があるのでそこに道を造ってくれということを言われましたので、町は内部で検討するので時間をくださいと伝えていたのですが、今回は、はっきり出来ませんということで、それはお断りをさせていただきました。というのは、農道からの上り口を造るのは良いのですが、（移転候補地のある）高い所まで行くのに距離が出てくると、その中で草刈りや伐木が必要になってくるということも出てきます。今、新たな管理組合を作っていたくようお願いはしておりますけれども、当然、それらについては管理組合にやっていただくことになるということと、町では出来ませんということをはっきり申し上げたところ、それは管理組合としても出来ないということで、当初の予定通り宗春の方からの入り口でということで、ご理解をいただいております。

許斐委員

その他ですので何でも言っているのでしょうか。住民の方に説明をするということですが、やはり先ほど私も言ったように、セットでやるということが頓挫したような形ですよね。病院の問題はスムーズにいくんですか。いかないときに庁舎だけを先にいくんですか。住民の方は（庁舎と病院の建設が）一緒と思っているのですよ。病院はどうなっているのと聞かれるわけですね。病院の件が収まるまでは、庁舎もちょっと休憩したらどうかなという気持ちもあるんですが。そうでないと、今度の住民説明会の時には病院のことが集中して出ると思います。それも私は危惧しております。

事務局 藤原

病院も当然 32 年度末の過疎債の期限というものがあります。ですので、病院と

してもそこまでには建てたいということで、理事長以下ご尽力いただいております。病院の建設に関しましては、先ほども申し上げましたように白紙に戻った訳ではございません。庁舎に関しましては、今、病院は停滞しておりますが、庁舎はこのまま進めていきたいと事務局としては考えております。一緒に建つということがベストだと思いますが、庁舎は庁舎として進まないことには、今、庁舎を建てるということの大前提に、耐震化もしておりますし、60年も建っておりますので、庁舎としては建てていきたいと考えております。委員が言われましたように、一緒に32年度末に建つのがベストだと思いますが、私は病院のことに关しては言及できませんので、庁舎に関しましては肅々と事務を進めていきたいと考えております。

許斐委員

それは分かっているんです。私は庁舎の検討委員ですから。ただ、一般の人たちは別には考えていないわけですね。これ一緒に建てると言っていたけど、どうなっているのと聞かれるわけですね。これだけ新聞紙上を騒がした鞍手町ということで、じゃあ果たしてそれを上手くやっていくということが良いものかということをおも危惧しております。だから今回発言をしました。止めることができないということであれば、庁舎だけはしなきゃいけないと思います。

事務局 藤原

庁舎だけでも進んでいきたいと思ひます。

松山委員

それに関連してですが、私の方の組合でも町内に住んでいる方がたくさんおられて、その方たちの意見の中で一番心配をしているのは庁舎の建替えではなくて病院のことを心配しているんですよ。だから、そちらの方が住民説明会では相当質問が出ると思うんですよ。それに耐えられるのかなというすごく不安があるんです。今（病院建設の）スケジュールが遅れていますよね。遅れていることに対して、住民説明会の中で十分耐えられるのかなというところがあつて、ここに田中委員がおられますので、この間の議会の中でも話があつたようですから、私たちは新聞で少し見るだけで、それだけでも皆様は心配しているんです。もしよろしければ今の状況をご説明いただいた上で、確かに病院とこの委員会は別ですから、庁舎建替えの委員会は進んでいくというのはそれで良いとは思ひんだけれども、病院は病院の話ですよ、では済まされないと思うので、そこら辺りの情報をもう少し流していただけたらなと思うのですが。どんな感じだったのですか。

許斐委員

ちょっといいですか。情報がものすごく離れているわけです。正常な情報じゃないんですよ。そこが困るなということを私は言っているんです。だから、今度、行政が住民の皆様にご説明するときに、先ほど委員が言われたような状況になることが心配で心配でたまりません。恐らく庁舎のことはあまり言わないと思いますよ。病院のことばかり言うと思います。

藤井委員長

他にありませんか。

郡司島委員

検討委員会の今後のスケジュールについて教えてください。8月31日に一旦見直しをされ、候補地を大きく見直されたこともあって、検討委員会のスケジュールの見直しの資料も出されているのですが、それに乗っていくと11月の末で第9回といったようなスケジュールになっています。実際は今日が第7回でまだ検討しなければならない内容もあるかとは思いますが、今後の具体的な日程は出なくても、後ろがどこなのでといったような、逆算なんでしょうけれども、大体あと何回くらい開催予定でとか、今年度末でこの検討委員会は解散する予定とか、そういった見通しを教えてください。

藤井委員長

(スケジュールについては) この後に事務局から説明を受けようと思っています。その他の方で意見が色々あると聞いていましたので、それを先に受けたいと思っています。今、大体出尽したような状況ですので、皆様、一番病院のことを心配されているし、私も色々聞く中では、病院にかかってある方々が先々どうなるのだろうかということを一番心配されています。これはやっぱり早く解決しなくてはならないと私は思っているのですが、私たちがこれをどうこう言う立場ではないものですから言いませんけれど、見守っていくという形で進めていきたいと思っています。先ほど許斐委員から庁舎も一時待ってみてはどうなのかという話もありましたが、私たちは庁舎の検討委員会で、病院のことも気になりますけれども、庁舎の方は進めていきたいと思っています。期限が決まっておりますので、間に合うような形で進めさせていただきたいと思っています。よろしくお願いしたいと思います。それでは意見等も大体出尽しましたので、次回の会議の件も出ましたが、今まで色々意見を出していただいて基本計画(案)の中身を進めてきたんですけれど、次回の会議で最終回答書を出したいと考えておりますので、皆様にそれで良いかどうか聞きたいのですが。大体中身に対する意見とい

うのは色々とお出ししていただいておりますね、私もある程度、意見的なものは出て来たのではないかなと思っておりますので、そういう形で次回の会議を開催したいと思っておりますが、どうでしょうか。

田中委員

答申ですか。

藤井委員長

最終答申（案）ですね。その中身を検討していくということです。良ければそれから答申になると思います。

田中委員

委員長が最終答申を出したいといったような意見をお持ちのようなんですけれども、住民説明会は答申の後で良いのですか。ここで答申が出ないと住民説明会も出来ないとは思いますが、その住民説明会の中で出た意見等をどこがどう吸い上げていくのかというのは、今後どうなるのですか。

事務局 藤原

検討委員会に諮問されたのが、候補地、規模機能それと基本計画（案）だったと思います。この基本計画（案）の答申をいただきましたら、それを基に、議会への報告、予算の計上、住民説明会の開催となりますので、まず、この基本計画（案）の答申をいただければということを考えております。

藤井委員長

私の説明が悪くて申し訳ありません。そういうことで進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

藤井委員長

それでは事務局から今後のスケジュール等の説明をお願いします。

事務局 石田

次回に最終答申書（案）の確認をしていただくということをご確認いただいたと思います。中間答申をいただいた時と同じような会議の流れになるのかなと想

定しておりますけれども、次回を今月中、年末も差し迫っているところではございますが、何とか年内に開催をさせていただきたいと考えておりまして、次回の日程はピンポイントにはなるのですが、12月22日の午後1時30分からということで、日程がそこしか取れないものですから、そこでお願いをしたいと考えております。

藤井委員長

どうでしょうか。22日の13時30分から役場の議事堂ですということですが、いかがでしょうか。急に日程等を申し上げまして申し訳ありません。年末でお忙しいとは思いますが、万障繰り合わせの上、出席をよろしくお願いしたいと思います。

4. 閉 会

藤井委員長

今日は色々ご意見等を出していただきましてありがとうございました。時間もお昼に近くなってきておりますので、これで終わりますがよろしいでしょうか。これで全ての議事を終わらせていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。

平成29年12月20日

会議録署名人

藤井睦彦